

## Ⅱ 債却資産の申告について

### 1 申告が必要な方

令和6年度の償却資産の申告が必要な方は、令和6年1月1日現在、事業(製造業、販売業、建設業、賃貸業等全ての事業)の用に供することができる償却資産を所有している方です。

償却資産を共有されている方は、持分ごとの個々の申告ではなく、共有名義でご申告ください。

※過去にご申告をいただいた方であっても、毎年申告が必要です。解散等により事業用資産が無くなった場合も、その旨をご申告ください。

### 2 申告の対象となる資産

(1) 申告の対象となる資産は、土地・家屋以外の令和6年1月1日現在において事業の用に供することができる資産です。**原則として、法人税や所得税の確定申告で、事業用の減価償却費として必要経費に算入する償却資産と記載内容を一致させる必要があります。**また、下記の(ア)～(タ)については現に事業の用に供することができれば申告対象となります。

なお、**特別償却、割増償却、圧縮記帳、減損会計については、これを行わなかったものとして申告してください。**(国税との取扱いの違いについては13ページを参照してください。)

(ア) 簿外資産(帳簿に記載されていない資産)

(イ) 債却済みの資産(減価償却が終わり残存価額のみが帳簿に計上されている資産)

(ウ) 赤字決算等のために減価償却を行っていない資産で、本来減価償却が可能な資産

(エ) 割賦代金が未完済の割賦購入資産

(オ) リース資産(リース取引形態によって申告する人が異なります。)

リース取引形態	申告する人
所有権移転外	貸主
所有権移転	借主

(カ) 遊休資産(稼働を休止しているが、事業の用に供することができる状況の資産)

(キ) 未稼働資産(完成済みではあるが、まだ稼働していない資産)

(ク) 建設仮勘定で経理されている資産

(ケ) 清算中の法人が清算事務に使用している資産、及び他の事業者に貸付けている資産

(コ) 従業員のための福利厚生施設で使用されている資産

(サ) **事業専用割合が100%ではない資産(自転車及び荷車を除く)**  
※事業専用割合に関わらず、全額申告する必要があります。

(シ) **大型特殊自動車**(道路運送車両法第3条に規定するもの)

※ナンバーが0から始まるもの → 建設機械に該当(機械及び装置で申告)

※ナンバーが9から始まるもの → 車両に該当(車両及び運搬具で申告)

(ス) 資本的支出としての改良費

(セ) 建物の建築設備、附属設備(3~4ページを参照してください。)

(ソ) **特定附帯設備**(3ページを参照してください。)

(タ) **租税特別措置法**の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(例)中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産

※少額資産についての分類は次ページを参照してください。

(2) (1)の要件を満たす資産のうち、耐用年数が1年を超えるもので申告が必要な資産は下記のとおりです。

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産  (平成11年1月1日より前に取得した資産についてはお問い合わせください)	10万円未満	必要経費※1	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却※2	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産  (平成10年4月1日より前に開始された事業年度に取得した資産についてはお問い合わせください)	10万円未満	損金算入※1	申告対象外
			3年間一括償却※2	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却※2	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	申告対象

※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

☆租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金または必要な経費に算入された減価償却資産については、固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ、  
申告してください。(詳細は13ページをご覧ください)

### 3 申告の対象から除外される資産

次の資産は償却資産の課税対象にならないので申告する必要はありません。

- (1) 少額資産(上記、申告対象外にあたる資産)
- (2) **自動車税又は軽自動車税の課税客体となる自動車**(大型特殊自動車は償却資産の申告対象です。)
- (3) 棚卸資産(商品、貯蔵品)及び繰延資産
- (4) **無形減価償却資産**(ソフトウェア、漁業権、特許権等)
- (5) 生物(耐用年数省令別表第4に掲げられている生物。観賞用、興行用等は除く。)
- (6) 美術品等(1点100万円以上のもの。ただし、減価償却資産として取り扱われるものを除く。)
- (7) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(ファイナンス・リース取引に係るリース資産)で、取得価額が20万円未満のもの

## 4 申告方法

所定の申告用紙により申告していただいた資産の明細(取得年月、取得価額、耐用年数等)に基づき課税を行います。具体的な申告方法は次のとおりです。

### (1) 本年度(令和6年度)、初めて申告される方

全資産を申告してください

申告対象	令和6年1月1日現在、大津市内に所有する全ての償却資産
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>① 傷却資産申告書(傷却資産課税台帳)</li><li>② 種類別明細書(増加資産・全資産用)</li><li>③ <b>減価償却資産の内訳のわかる資料</b>(固定資産台帳等) ※③についての具体的内容は10ページ「7 実地調査について」を参照してください。</li></ul>

### (2) 前年度(令和5年度)以前から申告をされている方

資産の増減を申告してください

申告対象	<ul style="list-style-type: none"><li>① 前年中(令和5年1月2日～令和6年1月1日)の増加資産及び減少資産</li><li>② 前年度まで申告もれとなっていた資産 (別添の前年度課税明細書に記載されていない資産)</li></ul>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>① 傷却資産申告書(傷却資産課税台帳)</li><li>② 種類別明細書(増加資産・全資産用)</li><li>③ 種類別明細書(減少資産用)</li></ul> <p><b>※解散、廃業、名称変更等された場合でも必ず申告書にその旨を記入し、申告してください。</b></p> <p><b>※③は修正用にも使用します。</b>修正方法は18～19ページの記入例を参照してください。</p> <p><b>※前年中に資産の増減がなかった場合でも「備考」欄の&lt;申告内容&gt;「2.資産の増減なし」を○で囲んで、必ず提出くださるようお願いいたします。</b></p> <p><b>※独自の用紙で申告する場合も、本市があらかじめ送付した①傷却資産申告書(傷却資産課税台帳)を必ず添付してください(宛名番号確認のため)。</b></p>

## 5 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件をそなえた償却資産は、税負担の軽減をはかるため課税標準が軽減される特例が認められています。該当する資産を所有されている場合は、別途申請が必要となります。詳しくは大津市役所資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

### ■先端設備等導入計画に基づき新規取得した固定資産に対する課税標準の特例について

中小企業等経営強化法に基づいて、大津市から認定を受けた「先端設備等導入計画」により、一定の設備を新規取得した場合、対象となる固定資産について課税標準額の特例が適用されます。

**重要** 資産の取得時期によって適用される特例制度が異なりますので、ご注意ください。

☆先端設備等導入計画の認定については、

大津市商工労働政策課のホームページをご参照ください。

☆固定資産に対する課税標準の特例については、

大津市資産税課のホームページをご参照ください。

### 令和5年4月1日以降に取得された資産(償却資産)について

#### 【1. 対象となる方】

資産の取得時期及び賦課期日(1月1日現在)において、次に該当する法人や個人(租税特別措置法上の「中小事業者」又は「中小企業者」)

- 資本又は出資を有する法人の場合:資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- 資本又は出資を有しない法人の場合:常時使用する従業員が1,000人以下
- 個人の場合:常時使用する従業員が1,000人以下  
※ただし「みなし大企業」は、特例の対象外です。

先端設備等導入計画の認定を受けられる「中小企業者」とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。

#### 【2. 特例の内容】

賃上げ表明の有無と取得時期に応じて、下記のとおり課税標準額の特例が適用されます。

賃上げの表明	資産の取得時期	適用期間	特例率
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	1/2
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	1/3
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	1/3

### 【3. 特例対象資産の要件】

- ① 大津市による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、認定後に取得したものであること。
- ② 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。
- ③ 商品の生産もしくは、販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。
- ④ 中古資産でないこと。
- ⑤ 以下の表の要件を満たす償却資産であること。

設備の種類	取得時期	一台又は一基あたりの取得価額
機械装置		160万円以上
工具※1	令和5年4月1日 から	30万円以上
器具備品	令和7年3月31日	30万円以上
建物附属設備※2		60万円以上

※1 測定工具及び検査工具が対象です。

※2 償却資産として課税されるものに限ります。

### 【4. 申告方法 及び 添付書類】

対象資産の申告にあたっては、種類別明細書の特例対象資産の摘要欄に「特例」と記入し、以下の書類を添付してください。

- ① 先端設備等導入に係る固定資産税の課税標準の特例 提出書類チェックシート(大津市ホームページからダウンロードしていただけます。)
- ② 先端設備等導入計画に係る認定申請書(写)
- ③ 先端設備等導入計画に係る認定書(写)
- ④ 先端設備等に係る投資計画に関する確認書(認定支援機関確認書)(写)
- \*賃上げ方針を表明した場合、次の書類も必要です。**
- ⑤ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写)
- \*所有権移転外リース資産で、リース会社が申告を行う場合、次の書類も必要です。**
- ⑥ リース契約書(写)
- ⑦ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書(写)

### 令和5年3月31日までに取得された資産(事業用家屋・償却資産)について

#### 【特例の内容】

対象資産の課税標準額が3年間ゼロになります。

#### 【その他詳細】

**令和5年4月1日以降に取得された資産に係る特例とは、要件や添付書類が異なります。**

詳しくは大津市資産税課のホームページ等でご確認ください。

## 6 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件をそなえた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産非課税申請書」の提出が必要となりますので、資産税課までお問い合わせください。

## 7 実地調査について

大津市では償却資産の申告内容を確認するため、毎年、全事業者(申告の有無にかかわらず)から一定数を抽出して実地調査を実施しています。調査対象となった方は下記の資料をご用意ください。また、本年度、初めて申告する方は申告書に添付、あるいは後日送付くださるか、どちらかの方法で下記資料を提出くださるようお願いします。

### ○固定資産台帳(または減価償却資産の内訳がわかる資料)

- ①直近の決算期のもの
- ②大津市内に所在する全ての資産(建物、車両、少額資産等を含む)が記載されているもの  
(市外の資産は赤線で抹消してください。)
- ③所在地をコード管理している場合はそのコード表を添付のこと

## 8 過年度への遡及について

内容修正や申告漏れ等の場合の課税に関しては、申告された年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により**最大5年**を限度とします。

## 9 無申告及び虚偽の申告について

正当な事由なく申告のない場合は、地方税法第386条及び大津市市税条例第79条の規定により10万円以下の過料を科せられることがありますので、法定期限(令和6年1月31日)までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金に処せられることがあります。

## 10 その他

### (1) 評価額を計算した上での申告(電算申告)について

電算申告される場合は、全資産明細中の各資産毎の評価額を計算した上で、台帳に集計した評価額を記載して申告書を作成してください。ただし、評価額が正しく計算されていない場合や、取得価額の増減が前年の申告結果と一致しない場合等、電算申告を認めない場合があります。

### (2) 申告用紙について

申告用紙が足りない場合は大津市役所資産税課までお電話でご連絡くださいか、大津市のホームページからダウンロードしてください。ファイルはPDF形式です。

大津市ホームページ([www.city.otsu.lg.jp/](http://www.city.otsu.lg.jp/)) → くらし・手続き → 税 金

→ 固定資産税・都市計画税 → 傷却資産 → 傷却資産に関する資料について